

三重県老人福祉施設協会 様

三重県医療保健部長

令和6年医師・歯科医師・薬剤師届出および看護職員・歯科衛生士  
・歯科技工士業務従事者届について（依頼）

平素は、保健医療行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

医師・歯科医師・薬剤師および業務に従事する看護職員等は、法律の規定により、2年ごとの12月31日現在における業務従事状況等を、医師・歯科医師・薬剤師にあっては国へ、看護職員・歯科衛生士・歯科技工士にあっては都道府県へ届出を行う必要があります。今年度は届出年度になります。

紙による届出のほか、「医療従事者届出システム」によるオンラインでの届出が可能です。当該システムの詳細につきましては、厚生労働省のホームページをご参照ください。なお、医療機関等に勤務しない医療従事者は、紙による届出となります。

厚生労働省HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/iryujishu-todokede-sys.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujishu-todokede-sys.html)



つきましては、上記についてご承知おきいただきますとともに、貴会会員および郡市関係団体に対しまして、届出に係る周知をお願いいたします。

なお、病院、診療所等の関係各施設へは当職から別添により各届出票や案内書類等を送付いたします。（12月6日ごろ発送予定です。）

#### 記

#### 1 届出を必要とする職種および根拠法令

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師・・・医師法第6条、歯科医師法第6条、薬剤師法第9条
- (2) 保健師、助産師、看護師、准看護師・・・保健師助産師看護師法第33条
- (3) 歯科衛生士、歯科技工士・・・歯科衛生士法第6条、歯科技工士法第6条

#### 2 提出期限

令和7年1月15日（水）

#### 3 紙の届出票の場合の提出先

（医師・歯科医師・薬剤師）  
就業地または住所地を所管する保健所

（保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士）  
就業地を所管する保健所

保健所一覽

保健所名 担当部署	所在地および電話番号
桑名保健所 保健衛生室 総務企画課	〒511-8567 桑名市中央町5丁目71 (TEL: 0594-24-3621)
四日市市保健所 健康福祉部 保健企画課	〒510-0085 四日市市誠訪町2-2 (TEL: 059-352-0585)
鈴鹿保健所 保健衛生室 総務企画課	〒513-0809 鈴鹿市西条5丁目117 (TEL: 059-382-8671)
津保健所 保健衛生室 総務企画課	〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34 (TEL: 059-223-5290)
松阪保健所 保健衛生室 総務企画課	〒515-0011 松阪市高町138 (TEL: 0598-50-0527)
伊勢保健所 総務企画室 総務企画課	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2 (TEL: 0596-27-5135)
伊賀保健所 保健衛生室 総務企画課	〒518-8533 伊賀市四十九町2802 (TEL: 0595-24-8070)
尾鷲保健所 保健衛生室 総務企画課	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1番1号 (TEL: 0597-23-3446)
熊野保健所 保健衛生室 総務企画課	〒519-4324 熊野市井戸町383 (TEL: 0597-85-2158)

事務担当

(医師・歯科医師・薬剤師届出)

医療保健総務課 企画調整班 野呂・橋爪

TEL: 059-224-2238

(保健師・助産師・看護師・准看護師従事者届)

医療人材課 看護職員確保班 成田・金谷

TEL: 059-224-2053

(歯科衛生士・歯科技工士従事者届)

健康推進課 健康対策班 奥野・森田

TEL: 059-224-2294

(写)

医保第 一 号  
令和 6 年 月 日

各病院長 様  
各診療所長 様  
各関係施設長 様

三重県医療保健部長

医師・歯科医師・薬剤師届出および看護職員（保健師・助産師・看護師  
・准看護師）・歯科衛生士・歯科技工士業務従事者届について（依頼）

日頃より、保健医療行政の推進にご協力いただきまして厚くお礼申し上げます。

医師・歯科医師・薬剤師および業務に従事する看護職員・歯科衛生士・歯科技工士は、2年ごとの12月31日時点における業務従事状況等を、医師・歯科医師・薬剤師にあつては厚生労働大臣へ、看護職員・歯科衛生士・歯科技工士にあつては都道府県知事へ届出ることが、各法律で義務付けられています。

今年度は届出年度になりますので、下記の事項にご留意のうえ、別添届出様式等を対象者に配付していただくとともに、各施設で取りまとめのうえ、令和7年1月15日（水）までに、オンライン（詳細は「別紙1」）または紙（詳細は「別紙2」）によりご提出いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 届出を必要とする職種および根拠法令

- (1) 医師・歯科医師・薬剤師：医師法第6条、歯科医師法第6条、薬剤師法第9条
- (2) 保健師・助産師・看護師・准看護師：保健師助産師看護師法第33条
- (3) 歯科衛生士・歯科技工士：歯科衛生士法第6条、歯科技工士法第6条

#### 2 提出期限

令和7年1月15日（水）

#### 3 ご留意いただきたい事項

- ・施設ごとの届出方法（紙またはオンライン）は、どちらか一方をご選択いただき、一人につき一回、届出をお願いします。
- ・本依頼文および届出票等につきましては、当方にて把握できる範囲のなかで対象となる職員等が所属している可能性がある県内全ての施設にお送りしています。また、同一住所であっても名称が異なる場合は、それぞれに送付しています。対象職員がいない場合は、届出を行う必要はありません。ご理解いただきますようお願いいたします。
- ・複数の施設で勤務されている方は、主に従事している施設を通じてご提出ください。
- ・非常勤の方に加え、休暇・休職・産休・育休中の方についても、勤務先と雇用関係が継続している場合は届出が必要です。ご本人に記入いただくことが難しい場合は、代理提出でも問題ありません。

その他、ご不明な点等ございましたら、県ホームページに掲載しているQ&A集をご確認ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENFUKU/HP/m0065300014.htm>



4 オンラインによる届出の場合の問い合わせ先・提出先  
別紙1をご確認ください。

5 紙による届出の場合の問い合わせ先・提出先  
別紙2をご確認ください。

保健所担当部署	所在地および電話番号	所管市町
桑名保健所 保健衛生室 総務企画課	〒511-8567 桑名市中央町5丁目71 (TEL: 0594-24-3621)	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
四日市市保健所 健康福祉部 保健企画課	〒510-0085 四日市市諏訪町2-2 (TEL: 059-352-0585)	四日市市
鈴鹿保健所 保健衛生室 総務企画課	〒513-0809 鈴鹿市西条5丁目117 (TEL: 059-382-8671)	鈴鹿市、亀山市
津保健所 保健衛生室 総務企画課	〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34 (TEL: 059-223-5290)	津市
松阪保健所 保健衛生室 総務企画課	〒515-0011 松阪市高町138 (TEL: 0598-50-0527)	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢保健所 総務企画室 総務企画課	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2 (TEL: 0596-27-5135)	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀保健所 保健衛生室 総務企画課	〒518-8533 伊賀市四十九町2802 (TEL: 0595-24-8070)	伊賀市、名張市
尾鷲保健所 保健衛生室 総務企画課	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1番1号 (TEL: 0597-23-3446)	尾鷲市、紀北町
熊野保健所 保健衛生室 総務企画課	〒519-4324 熊野市井戸町383 (TEL: 0597-85-2158)	熊野市、御浜町、紀宝町

事務担当

(医師・歯科医師・薬剤師届出)

医療保健総務課 企画調整班 野呂・橋爪

TEL: 059-224-2238

(保健師・助産師・看護師・准看護師従事者届)

医療人材課 看護職員確保班 成田・金谷

TEL: 059-224-2053

(歯科衛生士・歯科技工士従事者届)

健康推進課 健康対策班 奥野・森田

TEL: 059-224-2294

医療機関等の管理者・事務担当者、医療従事者の皆様へ

## オンライン届出のご案内

- ▶ 医師・歯科医師・薬剤師の方、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、業務従事状況等の届出を行うことが各法律で義務付けられています。
- ▶ 令和4年度から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいたうえで、インターネットによるオンライン届出が可能となっています。
- ▶ 「医療従事者届出システム」へのアクセス方法や操作マニュアル等は、厚生労働省のホームページをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/iryoojujishatodokede-sys.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryoojujishatodokede-sys.html)

※ 令和6年12月31日時点における業務従事状況等について  
令和7年1月15日(水)までに届出をお願いします。

※ 引き続き、紙による届出も可能です。

※ 保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士に関しては  
非常勤の方に加え、休暇・休職・産休・育休中の方についても勤務先との雇用関係が  
継続している場合は届出が必要となりますので、ご注意ください。



### オンライン届出のメリット

#### ● 医療従事者の方にとってのメリット

- ✓ 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
- ✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。

#### ● 事務担当者の方にとってのメリット

- ✓ 紙媒体の配付・回収・提出等の手間を省くことができます。
- ✓ 専用サイトから各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。

### システムの利用に係る問い合わせ先

#### 医療従事者届出システムヘルプデスク

(国委託先：株式会社カスタマーリレーションテレマーケティング)

電話 (0120-330-742)	チャット
※令和7年1月31日まで開設 ※閉庁日を除く平日9:30~17:30	※24時間「医療従事者届出システム」への 質問を受け付けています。 ※システムによる自動応答となります。

### 届出全般に関する問い合わせ先

医師・歯科医師・薬剤師 : 三重県医療保健総務課 TEL:059-224-2238  
保健師・助産師・看護師・准看護師 : 三重県医療人材課 TEL:059-224-2053  
歯科衛生士・歯科技工士 : 三重県健康推進課 TEL:059-224-2294



医師・歯科医師・薬剤師および業務に従事する看護職員  
(保健師・助産師・看護師・准看護師)・歯科衛生士・  
歯科技工士の届出に係る届出票取りまとめのお願い

医師・歯科医師・薬剤師の方、業務に従事する看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、業務従事状況等の届出を行うことが各法律で義務付けられています。

今年度は届出年度になりますので、貴施設に従事する医師・歯科医師・薬剤師、看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）、歯科衛生士、歯科技工士の皆様の届出票の提出について、取りまとめをお願いいたします。

なお、保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士に関しては、非常勤の方に加え、休暇・休職・産休・育休中の方についても勤務先との雇用関係が継続している場合は届出が必要となりますので、ご注意ください。

1 紙での届出場所について

【医師・歯科医師・薬剤師】

届出票に必要事項をご記入のうえ、就業地または住所地を管轄する保健所へご提出をお願いいたします。

【看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）、歯科衛生士、歯科技工士】

届出票に必要事項をご記入のうえ、就業地を管轄する保健所へご提出をお願いいたします。

2 提出期限・提出物について

提出締切：令和7年1月15日（水）

提出物：送付票、届出票（人数分）

3 届出票について

届出票について不足が生じた場合には、お手数をお掛けし申し訳ございませんが、今回送付した様式をコピーしていただくか、三重県ホームページから様式をダウンロードしてください。（印刷用紙は白色で差し支えありません。）

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENFUKU/HP/m0065300014.htm>



#### 4 その他

- 届出票の提出には別添「令和6年 医師・歯科医師・薬剤師届出および看護職員・歯科衛生士・歯科技工士業務従事者届送付票（勤務先用）」を添付してください。

なお、不要となった届出票については、貴施設にて廃棄してください。

#### 5 問い合わせ先・提出先

※貴施設の管轄保健所をお願いします。

保健所担当部署	所在地および電話番号	所管市町
桑名保健所 保健衛生室 総務企画課	〒511-8567 桑名市中央町5丁目71 (TEL: 0594-24-3621)	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
四日市市保健所 健康福祉部 保健企画課	〒510-0085 四日市市諏訪町2-2 (TEL: 059-352-0585)	四日市市
鈴鹿保健所 保健衛生室 総務企画課	〒513-0809 鈴鹿市西条5丁目117 (TEL: 059-382-8671)	鈴鹿市、亀山市
津保健所 保健衛生室 総務企画課	〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34 (TEL: 059-223-5290)	津市
松阪保健所 保健衛生室 総務企画課	〒515-0011 松阪市高町138 (TEL: 0598-50-0527)	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢保健所 総務企画室 総務企画課	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2 (TEL: 0596-27-5135)	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀保健所 保健衛生室 総務企画課	〒518-8533 伊賀市四十九町2802 (TEL: 0595-24-8070)	伊賀市、名張市
尾鷲保健所 保健衛生室 総務企画課	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1番1号 (TEL: 0597-23-3446)	尾鷲市、紀北町
熊野保健所 保健衛生室 総務企画課	〒519-4324 熊野市井戸町383 (TEL: 0597-85-2158)	熊野市、御浜町、紀宝町

紙の届出票でご提出される場合は本送付票を添えて、  
管轄保健所に提出してください。

令和6年 医師・歯科医師・薬剤師届出および  
看護職員・歯科衛生士・歯科技工士業務従事者届

### 送付票（勤務先用）

施設名	
担当者（所属）	（ ）
連絡先電話番号	
管轄保健所名	保健所

※記入漏れなどの不明点がある場合、後日、保健所・県担当者よりお尋ねします。

#### ◆届出票の集計

※職種ごとに、届出人数を記入してください。

※該当する職種がない場合は、「0」を記入してください。

職種	医師	歯科医師	薬剤師	看護職員	歯科衛生士	歯科技工士
枚数						

#### ◆チェックリスト

※該当の項目にチェックをお願いします。

記入漏れがないことを確認しました。

届出枚数を確認しました。

管轄保健所チェック欄（担当者： ）

記入漏れがないことを確認しました。

届出枚数を確認しました。



## 三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内

- ▶ 法律の規定に基づき、医師・歯科医師・薬剤師である方や、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、業務従事状況等の届出が必要です。
- ▶ この三師届・業務従事者届は、従来は、主に紙による届出のみでしたが、令和4年度から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能となっております。
- ▶ オンライン届出の具体的な実施方法は、厚生労働省ホームページから届出実施のご案内の際にお知らせしますが、簡便な手続きで実施でき、事務負担の軽減が可能ですので、オンライン届出を積極的にご活用ください。

※ 今年度については、令和6年12月31日現在における業務従事状況等を、令和7年1月15日（水）までに届出をお願いいたします。

※ 引き続き、紙による届出も可能です。

※ 医師・歯科医師は届出を行わないと、原則として「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されませんので、忘れずに届出をお願いいたします。

### オンライン届出の基本手順

- STEP 1** 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって専用サイトにアクセスし、利用するための施設IDを取得。
- STEP 2** 事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者IDを設定し、医療従事者本人に伝達。
- STEP 3** 医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式（Excel様式）をアップロード。
- STEP 4** 医療従事者本人が登録または事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。



### オンライン届出のメリット

#### ●医療従事者の方にとってのメリット

- ✓ 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
- ✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。

#### ●事務担当者の方にとってのメリット

- ✓ 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
- ✓ 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。

(令和6年12月31日現在)

(1) 住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		都道府県	市郡	区	町村	
ふりがな						電話	( - - )
(2) 氏名							( - - )
メールアドレス	※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。						同意しない場合
(3) 性別	1 男	2 女	(4) 生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	年	月	日
(5) 医籍登録番号	第	号	(6) 医籍登録年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正	年	月	日

回答欄	施設の種別	業務の種別
01~19のうち1つを記入すること。	診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者
主たる施設・業務の種別(1つ)	病院 (医育機関附属の病院を除く。)	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者
複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01~18のうち1つを記入すること。	医育機関 (医学部を有する大学又はその附属機関)	05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)
従たる施設・業務の種別(1つ)	介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者
	介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者
	上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 14及び15以外の産業医 17 上記以外の保健衛生業務の従事者
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者

従事先 「勤務状況」の「勤務日数」は、今年度12月1日～7日の宿直・日直以外の勤務日の合計を選択する。なお、午前のみ、午後のみ、勤務の場合は0.5日としてカウントする。「夜間・休日勤務(宿直・日直を含む)の回数」は、通常の勤務又は宿直・日直の別に関わらず、今年度11月1日～30日の休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務の合計を選択する。日直・宿直はそれぞれ1回、宿直と日直を連続して行う場合は2回としてカウントする。なお、オンコールはカウントしない。

(8) 主たる従事先 (名称「所在地」「勤務状況」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)	ふりがな	電話
名 称	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	代表電話 ( - - )
所在地	都道府県	市郡
勤務状況 該当する項目を1つ○で囲むこと。	12月1日～7日の勤務日数(日/週)(宿直・日直を除く)	0日 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0
	11月の夜間・休日勤務(宿直・日直を含む)の回数(回/月)	0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15未満 15~20未満 20以上
	うち、宿直・日直の回数(回/月)	0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15未満 15~20未満 20以上

〔就業形態〕「主たる業務内容」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~05、07及び09~17のいずれかを記入した者のみが記入すること。

就業形態	1 常勤	2 非常勤	※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。
主たる業務内容	1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 公衆衛生業務 6 司法行政解剖業務 7 その他		
休業の取得 (取得中の者のみ)	1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業		

(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01~17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)	ふりがな	電話
名 称	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	代表電話 ( - - )
所在地	都道府県	市郡
勤務状況 該当する項目を1つ○で囲むこと。	12月1日～7日の勤務日数(日/週)(宿直・日直を除く)	0日 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0
	11月の夜間・休日勤務(宿直・日直を含む)の回数(回/月)	0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15未満 15~20未満 20以上
	うち、宿直・日直の回数(回/月)	0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15未満 15~20未満 20以上
従たる従事先の件数	件 (今年度12月31日現在で雇用契約等のある全ての従たる従事先。)	

(10) 従事する診療科名等  
 従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。  
 また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。  
 臨床研修医の場合、「41 臨床研修医」のみを○で囲むこと。  
 該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。

(11) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名、麻酔科の標榜資格、社会医学系専門医及び医師少数区域経験認定医師  
 取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。  
 ※01, 18, 19は日本専門医機構認定資格、02~17は、日本専門医機構又は学会認定資格、20~59は学会認定資格

(12) 分娩の取扱いの有無(過去2年以内での実績)  
 1 分娩の取扱いあり 2 分娩の取扱いなし (13) 出身地 [ 都道府県 ] ・ 外国

(14) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等  
 大学名等の番号を1つ○で囲むこと。(修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。)  
 大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。

(15) 地域枠等  
 従事要件が終了している場合を含め、該当する場合記入すること。  
 ※自治医科大学出身者は要記入、防衛医科大学校及び産業医科大学は記入不要。

(16) 臨床研修修了の有無  
 1 有 ・ 2 無 (17) 臨床研修病院の所在都道府県名 (16)が有の場合

(18) 本届出票の活用に対する確認  
 各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。

(19) 備考

(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01~07のいずれかを記入した者のみが記入すること。

I	01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科
	04 消化器内科(胃腸内科)	05 腎臓内科	06 脳神経内科
	07 糖尿病内科(代謝内科)	08 血液内科	09 皮膚科
	10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科
	13 小児科	14 精神科	15 心療内科
II	16 外科	17 呼吸器外科	18 心臓血管外科
	19 乳腺外科	20 気管食道外科	21 消化器外科(胃腸外科)
	22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経外科
	25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科
	28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科
	31 産婦人科	32 産科	33 婦人科
III	34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科
	37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科
	40 集中治療科		
IV	41 臨床研修医	42 全科	
V	43 その他 ( )		

主たる診療科名の番号(1つ)

I	01 内科専門医	02 小児科専門医	03 皮膚科専門医		
	04 精神科専門医	05 外科専門医	06 整形外科専門医		
	07 産婦人科専門医	08 眼科専門医	09 耳鼻咽喉科専門医		
	10 泌尿器科専門医	11 脳神経外科専門医	12 放射線科専門医		
	13 麻酔科専門医	14 病理専門医	15 救急科専門医		
	16 形成外科専門医	17 リハビリテーション科専門医	18 臨床検査専門医		
I	20 総合内科専門医	21 呼吸器専門医	22 循環器専門医		
	23 消化器病専門医	24 腎臓専門医	25 肝臓専門医		
	26 神経内科専門医	27 糖尿病専門医	28 内分泌代謝科専門医		
	29 血液専門医	30 アレルギー専門医	31 リウマチ専門医		
	32 感染症専門医	33 心療内科専門医			
	34 呼吸器外科専門医	35 心臓血管外科専門医	36 乳腺専門医		
	37 気管食道科専門医	38 消化器外科専門医	39 小児外科専門医		
	40 超音波専門医	41 細胞診専門医	42 透析専門医		
43 老年病専門医	44 消化器内視鏡専門医	45 臨床遺伝専門医			
46 漢方専門医	47 レーザー専門医	48 気管支鏡専門医			
49 核医学専門医	50 大腸肛門病専門医	51 婦人科腫瘍専門医			
52 ベイックリニック専門医	53 熱傷専門医	54 脳血管内治療専門医			
55 がん薬物療法専門医	56 周産期(新生児)専門医	57 生殖医療専門医			
58 小児神経専門医	59 一般病院連携精神医学専門医				
II	60 麻酔科標榜医	III	61 社会医学系専門医	IV	62 医師少数区域経験認定医師

国立	01 北海道大学	02 旭川医科大学	03 弘前大学	04 東北大学	
	05 秋田大学	06 山形大学	07 筑波大学	08 群馬大学	
	09 千葉大学	10 東京大学	11 東京医科歯科大学	12 新潟大学	
	13 富山大学	14 金沢大学	15 福井大学	16 山梨大学	
	17 信州大学	18 岐阜大学	19 浜松医科大学	20 名古屋大学	
	21 三重大学	22 滋賀医科大学	23 京都大学	24 大阪大学	
	25 神戸大学	26 鳥取大学	27 高根大学	28 岡山大学	
	29 広島大学	30 山口大学	31 徳島大学	32 香川大学	
	33 愛媛大学	34 高知大学	35 九州大学	36 佐賀大学	
	37 長崎大学	38 熊本大学	39 大分大学	40 宮崎大学	
	41 鹿児島大学	42 琉球大学			
	公立	43 札幌医科大学	44 福島県立医科大学	45 横浜市立大学	46 名古屋市立大学
		47 京都府立医科大学	48 大阪公立大学	49 奈良県立医科大学	50 和歌山県立医科大学
		51 岩手医科大学	52 東北医科薬科大学	53 自治医科大学	54 獨協医科大学
55 埼玉医科大学		56 国際医療福祉大学	57 杏林大学	58 慶應義塾大学	
59 順天堂大学	60 昭和大学	61 帝京大学	62 東京医科大学		
63 東京慈恵会医科大学	64 東京女子医科大学	65 東邦大学	66 日本大学		
67 日本医科大学	68 北里大学	69 聖マリアンナ医科大学	70 東海大学		
71 金沢医科大学	72 愛知医科大学	73 藤田医科大学	74 大阪医科薬科大学		
75 関西医科大学	76 近畿大学	77 兵庫医科大学	78 川崎医科大学		
79 久留米大学	80 福岡大学	81 産業医科大学	82 防衛医科大学校		
83 外国の医学校	84 その他				

(14)欄の83を○で囲んだ者のみが記入すること。

1 英国	2 オーストラリア	3 韓国	4 中国	5 ハンガリー
6 ブラジル	7 米国	8 ルーマニア	9 その他 ( )	

1 従事要件あり → 要件となる従事年数 年 従事要件を終了した場合には、右欄に○を付けること。  
 2 従事要件なし 要件となる従事場所 (都道府県) ・ その他

奨学金貸与元 1 都道府県 2 大学 3 その他 4 なし

選抜方式 1 別枠方式(一般の選抜枠と別に選抜) 2 手挙げ方式(一般の選抜枠と共通で選抜)

同意しない場合

# 医師届出票について

三師届 厚生労働省

検索



## 1. 届出方法

次の(1)又は(2)のいずれかの方法を任意で選び、届出する。

### (1) オンラインによる届出

「医療従事者届出システム」を通じてオンラインによる届出が可能。詳細は、厚生労働省ホームページを確認。

### (2) 紙媒体による届出

医師届出票を切り取り線で切り離し、届出票のみを提出する。

提出先は原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出する。ただし、「(8)主たる従事先」を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

## 2. 紙届出票の記入上の注意事項

(1) 令和6年医師届出票を使用する。令和6年医師届出票の裏面には、今回から追加された(16)臨床研修修了の有無の項目がある。

(2) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。(鉛筆、摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しない。)

(3) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

(4) 誤って記入した場合の訂正は、訂正箇所にも二重線を引いて抹消し、その行の上部余白に正しい事項を記入する。

また、この場合の訂正印は不要。

## 3. 記入要領

### (1) 住所

住所の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。

### (2) 氏名

医師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、医籍上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し、「(19)備考」欄に「婚姻により改姓」、「医籍の氏名変更申請中」等と明記する。医籍上の改姓はしたが、医師免許証上の改姓がなされていない場合には、改姓した医籍上の氏名を記入する。

### メールアドレス

大文字、小文字、記号等を明確に記入する。

<例>「1」(イチ)、「I」(アイ)、「l」(エル)

「0」(ゼロ)、「O」(オー)

本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を記入する。なお、届出票に記入したメールアドレスについて、届出後の変更手続きは不要。

### (5) 医籍登録番号

医師免許証に記載されている番号を、6桁で枠内に記入する。

6桁に足りない場合は、足りない桁数分、先頭に0(ゼロ)を付ける。

<例>第123号の場合

→

第	0	0	0	1	2	3	号
---	---	---	---	---	---	---	---

### (6) 医籍登録年月日

医師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。

### (7) 従事している施設及び業務の種別

複数の施設に従事していない場合、「従たる施設・業務の種別」欄は無記入とする。なお、同一施設内で複数の業務に従事している場合は、最も長時間従事している業務の種別を選択する。

診療所	01 開設者又は法人の代表者	診療所を開設している者又は診療所を開設する法人の代表者(理事長等)
	02 勤務者	開設者又は法人の代表者を除く診療所の勤務者(臨床研修医を含む。)
病院	03 開設者又は法人の代表者	病院を開設している者又は病院を開設する法人の代表者(理事長等)
	04 勤務者	開設者又は法人の代表者以外並びに医学部を有する大学又は大学研究所の附属病院以外の病院の勤務者(臨床研修医を含む。)
教育機関	05 臨床系の教官又は教員	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者(教授、准教授、講師、助教等)
	06 臨床系の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の大学院生
	07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他)	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者(医員、臨床研修医、医局員(有給・無給にかかわらず。)、研究生等)
	08 臨床系以外の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の大学院生
介護施設	09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の者(施設管理者、基礎系の教授、准教授、講師、助教、研究生等)
	10 開設者又は法人の代表者	介護老人保健施設を開設している者又は介護老人保健施設を開設する法人の代表者(理事長等)
介護医療院	11 勤務者	開設者又は法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者
	12 開設者又は法人の代表者	介護医療院を開設している者又は介護医療院を開設する法人の代表者(理事長等)
上記以外の施設	13 勤務者	開設者又は法人の代表者を除く介護医療院の勤務者
	14 教育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	医学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関に従事している者(教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等)
	15 行政機関の従事者	国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者
	16 14及び15以外の産業医	事業場において、労働者の健康管理等のため従事している者
その他	17 上記以外の保健衛生業務の従事者	血液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等の保健衛生業務に従事している者
	18 その他の業務の従事者	01~17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者(会社役員等)
	19 無職の者	職業に従事していない者で、休業中、病気療養等休職中の者を含まない。



- (8) 主たる従事先 (7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入する。
- 所在地 郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
- 勤務日数 「勤務日数」は、令和6年12月1日～7日の宿直・日直以外の勤務日の合計を選択する。  
なお、午前のみ、午後のみ勤務の場合は0.5日としてカウントする。
- 夜間・休日勤務(宿直・日直を含む)の回数 「夜間・休日勤務(宿直・日直を含む)の回数」は、令和6年11月1日～30日の休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務の合計を選択する。  
夜勤・宿直や休日勤務・日直はそれぞれ1回、夜勤・宿直と休日勤務・日直を連続して行う場合は2回としてカウントする。  
なお、オンコールはカウントしない。
- 宿直・日直の回数 「宿直・日直の回数」は、「夜間・休日勤務(宿直・日直を含む)の回数」のうち、宿直・日直の回数のみをカウントして選択する。  
なお、宿直・日直は、主に病院の入院患者の病状急変に対応する体制確保を求めるもので、通常の勤務時間と同態様の労働となる夜勤・休日勤務はここには含まれない。
- 就業形態 雇用形態にかかわらず、施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務しているか否かで、常勤・非常勤を区別し、いずれかを○で囲む。施設で定めた勤務時間が週32時間未満の場合は非常勤とする。
- 主たる業務内容 最も長時間従事している業務内容を○で囲む。「3 管理」とは診療や教育・研究とは別に、施設において管理職にある者で、経営や指導等の管理業務を行うこと。「5 公衆衛生業務」とは主に公衆衛生業務を行っている者。「6 司法行政解剖業務」とは主に司法行政解剖業務を行っている者。
- 休業の取得 令和6年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している者は該当する番号を○で囲む。いずれも該当しない場合は、無記入とする。
- (9) 従たる従事先 (7) 欄の「従たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入する。
- 所在地 郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
- 勤務日数 「勤務日数」は、令和6年12月1日～7日の宿直・日直以外の勤務日の合計を選択する。  
なお、午前のみ、午後のみ勤務の場合は0.5日としてカウントする。
- 夜間・休日勤務(宿直・日直を含む)の回数 「夜間・休日勤務(宿直・日直を含む)の回数」は、令和6年11月1日～30日の休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務の合計を選択する。  
夜勤・宿直や休日勤務・日直はそれぞれ1回、夜勤・宿直と休日勤務・日直を連続して行う場合は2回としてカウントする。  
なお、オンコールはカウントしない。
- 宿直・日直の回数 「宿直・日直の回数」は、「夜間・休日勤務(宿直・日直を含む)の回数」のうち、宿直・日直の回数のみをカウントして選択する。  
なお、宿直・日直は、主に病院の入院患者の病状急変に対応する体制確保を求めるもので、通常の勤務時間と同態様の労働となる夜勤・休日勤務はここには含まれない。
- 従たる従事先の件数 令和6年12月31日現在において雇用契約等のある「従たる従事先」の件数を記入する。
- (10) 従事する診療科名等 (7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した場合の従事先における診療科名等について、該当するすべての番号を○で囲む。該当する診療科名がない場合は、最も近い診療科名の番号を選択して○で囲む(〈例〉参照)。
- <例>腫瘍内科、漢方内科、老年内科、脳卒中内科、禁煙外来→ ① 内科  
人工透析内科→ ⑤ 腎臓内科  
内分泌内科 → ⑦ 糖尿病内科(代謝内科)  
腫瘍外科、頭頸部外科→ ⑬ 外科
- Ⅱ「18 心臓血管外科」 循環器外科に従事する者を含む。
- Ⅱ「31 産婦人科」 妊婦健診・分娩等の産科診療及び婦人科診療に従事する者。
- Ⅱ「32 産科」 婦人科診療に従事せず、妊婦健診・分娩等の産科診療にのみ従事する者。
- Ⅱ「33 婦人科」 妊婦健診・分娩等の産科診療に従事せず、婦人科診療のみに従事する者。
- Ⅳ「41 臨床研修医」 医師法第16条の2第1項の規定により、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、卒後2年間の臨床研修を受けている者。
- Ⅳ「42 全科」 診療科を限定することなく総合的に診療を行う者。総合診療に従事する者。
- Ⅴ「43 その他」 01～42に掲げる診療科以外の業務に従事している場合は、その業務を具体的に明記する。(健康管理等)

主たる診療科名の番号  
(1つ)

複数の診療科に従事している場合には、そのうちの主たるものの番号を1つのみ、2桁で記入する。

<例> ①1 内科

②9 皮膚科

主たる診療科が「①1 内科」の場合 →

主たる診療科名 の番号(1つ)
01

- (11) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名、麻酔科の標榜資格、社会医学系専門医及び医師少数区域経験認定医師
- 01～59に掲げる広告可能な医師の専門性に関する資格、60に掲げる麻酔科の標榜資格、61に掲げる社会医学系専門医の資格又は62に掲げる医師少数区域経験認定医師の資格を取得している場合に該当するすべての番号を○で囲む。
- 01～59の資格名は「医療法第6条の5第3項及び第6条の7第3項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」(平成19年厚生労働省告示第108号)第1条第2号に基づき広告することができる医師の専門性に関する資格名である。
- 60の資格名は医療法第6条の6第1項の規定による診療科名として麻酔科の標榜を許可された医師の資格名である。
- 61の資格名は一般社団法人社会医学系専門医協会が認定する医師の専門性に関する資格名である。
- 62の認定医師は医療法第5条の2第1項の規定により厚生労働大臣から認定を受け、医師少数区域経験認定医師として標榜を許可された医師の認定資格名である。
- (12) 分娩の取扱いの有無
- 過去2年以内(令和5年1月1日～令和6年12月31日)の分娩の取扱いの実績について、「1 分娩の取扱いあり」又は「2 分娩の取扱いなし」の該当する番号を○で囲む。
- (13) 出身地
- あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入する。外国の場合は「外国」を○で囲む。
- (14) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等
- 大学名等の番号を1つ○で囲む。(修了した大学院名等の番号を○で囲まない。)
- 大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲む。
- 大阪市立大学 → 48 大阪公立大学  
大阪医科大学 → 74 大阪医科薬科大学
- (15) 地域枠等
- 従事要件が終了している場合を含め、地域枠等に該当する場合は記入する。
- 主に特定の地域への従事要件が課され、地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした学生を選抜する枠であり、地元出身者を選抜する枠や大学とその関連病院に勤務することを目的とした枠も含む。奨学金貸与の有無を問わない。
- 要件となる従事年数
- 都道府県や大学などにより医学部卒業後に特定の地域や診療科、医療施設などへの従事を課せられた年数である。
- (16) 臨床研修修了の有無及び(17)臨床研修病院の所在都道府県名
- 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了した者は「1 有」を○で囲む。
- 「1 有」を○で囲んだ場合は、(17)の欄に臨床研修を修了した臨床研修病院が所在する都道府県名を記入する。
- なお、平成16年4月の必修化以前に行われていた臨床研修は、複数の診療科での研修に限らず、単一の診療科のみでの研修も含む。
- (19) 備考
- 届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。歯科医師又は薬剤師免許を併せ有する者は、その旨を明記し(「歯科医師免許併有」等)、併有している届出票についても提出する。

医師法では、2年に1度の届出が義務づけられています。なお、届出を行わない医師の方は、「医師等資格確認検索システム」([https://licenseif.mhlw.go.jp/search\\_isei/](https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/))に氏名等が原則掲載されません。



R06 医

医師届出票

(令和6年12月31日現在)

〒111-1111-2121212	東京市00区	町△△1丁目2番3号	電話
氏名		栗分 太郎	(03 - 1294 - 5678)
性別	男	2	年齢
生年月日	2	5	年
10	1	5	日
職業	07	医師	種別
01	02	03	04
05	06	07	08
09	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	32
33	34	35	36
37	38	39	40
41	42	43	44
45	46	47	48
49	50	51	52
53	54	55	56
57	58	59	60
61	62	63	64
65	66	67	68
69	70	71	72
73	74	75	76
77	78	79	80
81	82	83	84
85	86	87	88
89	90	91	92
93	94	95	96
97	98	99	00
01	02	03	04
05	06	07	08
09	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	32
33	34	35	36
37	38	39	40
41	42	43	44
45	46	47	48
49	50	51	52
53	54	55	56
57	58	59	60
61	62	63	64
65	66	67	68
69	70	71	72
73	74	75	76
77	78	79	80
81	82	83	84
85	86	87	88
89	90	91	92
93	94	95	96
97	98	99	00
01	02	03	04
05	06	07	08
09	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	32
33	34	35	36
37	38	39	40
41	42	43	44
45	46	47	48
49	50	51	52
53	54	55	56
57	58	59	60
61	62	63	64
65	66	67	68
69	70	71	72
73	74	75	76
77	78	79	80
81	82	83	84
85	86	87	88
89	90	91	92
93	94	95	96
97	98	99	00

- 【記入例】**
- (1) 郵便番号は必ず記入します。  
住所は住民登録とは関係なく、現に居住している場所を都道府県から、番地又は番号まで正確に記入します。
  - (2) 氏名 免許証に記載されている氏名を正確に記入します。  
婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、医籍上の改姓をしていない場合は、戸籍上の氏名を記入し、「備考」欄に「医籍の氏名変更申請中」と等記入します。
  - (7) 複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について記入します。複数の施設に従事していない場合は、無記入とします。
  - (8) (7)欄の「主たる施設・業務の種別」で01～17を記入した場合は、必ず記入してください。  
勤務状況は、令和6年12月1日～7日の勤務日数、令和6年11月の夜間・休日勤務及び借直・日直回数を記入します。
  - (8) (7)欄の「主たる施設・業務の種別」で01～05、07及び10～17を記入した場合は、必ず記入してください。  
雇用形態に関わらず、施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務しているか否かから常勤・非常勤を区別します。施設で定めた勤務時間が週32時間未満の場合は非常勤とします。  
令和6年12月31日現在休業取得中の場合は、該当する番号を○で囲みます。
  - (9) (7)欄の「従たる施設・業務の種別」で01～17を記入した場合は、必ず記入してください。  
勤務状況は、令和6年12月1日～7日の勤務日数、令和6年11月の夜間・休日勤務及び借直・日直回数を記入します。  
従事先の件数は、全ての従たる従事先の件数を記入します。

- (2) 電話 固定電話又は携帯電話のいずれかを記入します。
- (2) メールアドレス 大文字、小文字、記号等を明確に記入します。
- (2) メールアドレスの利用に同意する場合は無記入とします。
- (9)(6) 免許証に記載されている登録番号、登録年月日を記入します。登録番号は6桁で記入します。6桁に足りない場合は、足りない桁数分、先頭に0(ゼロ)を付けます。  
(例) 第1234号→第001234号  
免許証を再交付された場合、「登録年月日」欄に再交付年月日を記入しないよう注意してください。  
誤って記入した場合、二重線を引いて抹消し、上部空白に正しい事項を記入します。(訂正印は不要)
- (7) 複数の施設に従事している場合は、「主たる施設・業務の種別」と、2番目に長時間従事している施設を記入した届出票を1枚提出してください。  
なお、同一施設内で複数の業務に従事している場合は、最も長時間従事している業務の種別を選択してください。
- (7) 「医療機関」は、医学部を有する大学又はその附属機関に勤務している場合を選択します。医学部を有していない大学やその附属病院等に勤務している場合は、「04 病院の勤務者」又は「14 医療機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者」を選択します。  
(例) 看護系の大学、医療系の大学等
- (8)(9) 郵便番号は必ず記入し、所在地は、市区町村名まで記入します。

裏面へ続く

(10) (7)欄の「主たる施設・業務の種類」で01～07を選択した場合は、必ず記入してください。複数の診療科に従事している場合には、従事している診療科すべての番号を○で囲みます。該当する診療科名がない場合は、最も近い診療科名の番号を○で囲みます。  
臨床研修医の場合は、「41 臨床研修医」のみを○で囲みます。

(11) 01～59までの広告可能な医師の専門性に開する資格、60(麻酔科)資格資格、61(社会医学)系専門医及び62(医師)少数区増設認定取得している場合は、該当するすべての番号を○で囲みます。

(12) 過去2年以内(令和5年1月1日～令和6年12月31日)の分娩の取扱いの実績について、該当する番号を○で囲みます。  
無職の者も含めて全ての医師が記入します。

(14) 01～84までの該当する番号を必ず1つ○で囲みます。  
修了した大学・院名等の番号を○で囲まないよう注意してください。  
83(外国の医学学校)で修了した場合は、医学課程を修めた外国の医学学校のある国の番号を1つ○で囲みます。

(15) 該当がある場合のみ記入します。

(19) 産科医師又は薬剤師免許を併せ有する場合は、その旨を明記してください。  
(例)「産科医師免許併有」  
「薬剤師免許併有」  
婚姻等により氏名の変更申請中の場合は、その旨を明記してください。  
(例)「婚姻により改姓」  
「医籍の氏名変更申請中」等  
その他、記入事項に説明を要すると思われる事項を明記してください。

<p>(10) 診療科名</p> <p>01 内科 02 小児科 03 外科 04 皮膚科 05 泌尿器科 06 消化器科 07 呼吸器科 08 循環器科 09 神経科 10 精神科 11 リウマチ科 12 膠原病科 13 小児科 14 小児科 15 小児科 16 小児科 17 小児科 18 小児科 19 小児科 20 小児科 21 小児科 22 小児科 23 小児科 24 小児科 25 小児科 26 小児科 27 小児科 28 小児科 29 小児科 30 小児科 31 小児科 32 小児科 33 小児科 34 小児科 35 小児科 36 小児科 37 小児科 38 小児科 39 小児科 40 小児科 41 小児科 42 小児科 43 小児科 44 小児科 45 小児科 46 小児科 47 小児科 48 小児科 49 小児科 50 小児科 51 小児科 52 小児科 53 小児科 54 小児科 55 小児科 56 小児科 57 小児科 58 小児科 59 小児科 60 小児科 61 小児科 62 小児科 63 小児科 64 小児科 65 小児科 66 小児科 67 小児科 68 小児科 69 小児科 70 小児科 71 小児科 72 小児科 73 小児科 74 小児科 75 小児科 76 小児科 77 小児科 78 小児科 79 小児科 80 小児科 81 小児科 82 小児科 83 小児科 84 小児科</p>	<p>(11) 01 内科 02 小児科 03 外科 04 皮膚科 05 泌尿器科 06 消化器科 07 呼吸器科 08 循環器科 09 神経科 10 精神科 11 リウマチ科 12 膠原病科 13 小児科 14 小児科 15 小児科 16 小児科 17 小児科 18 小児科 19 小児科 20 小児科 21 小児科 22 小児科 23 小児科 24 小児科 25 小児科 26 小児科 27 小児科 28 小児科 29 小児科 30 小児科 31 小児科 32 小児科 33 小児科 34 小児科 35 小児科 36 小児科 37 小児科 38 小児科 39 小児科 40 小児科 41 小児科 42 小児科 43 小児科 44 小児科 45 小児科 46 小児科 47 小児科 48 小児科 49 小児科 50 小児科 51 小児科 52 小児科 53 小児科 54 小児科 55 小児科 56 小児科 57 小児科 58 小児科 59 小児科 60 小児科 61 小児科 62 小児科 63 小児科 64 小児科 65 小児科 66 小児科 67 小児科 68 小児科 69 小児科 70 小児科 71 小児科 72 小児科 73 小児科 74 小児科 75 小児科 76 小児科 77 小児科 78 小児科 79 小児科 80 小児科 81 小児科 82 小児科 83 小児科 84 小児科</p>	<p>(12) 01 内科 02 小児科 03 外科 04 皮膚科 05 泌尿器科 06 消化器科 07 呼吸器科 08 循環器科 09 神経科 10 精神科 11 リウマチ科 12 膠原病科 13 小児科 14 小児科 15 小児科 16 小児科 17 小児科 18 小児科 19 小児科 20 小児科 21 小児科 22 小児科 23 小児科 24 小児科 25 小児科 26 小児科 27 小児科 28 小児科 29 小児科 30 小児科 31 小児科 32 小児科 33 小児科 34 小児科 35 小児科 36 小児科 37 小児科 38 小児科 39 小児科 40 小児科 41 小児科 42 小児科 43 小児科 44 小児科 45 小児科 46 小児科 47 小児科 48 小児科 49 小児科 50 小児科 51 小児科 52 小児科 53 小児科 54 小児科 55 小児科 56 小児科 57 小児科 58 小児科 59 小児科 60 小児科 61 小児科 62 小児科 63 小児科 64 小児科 65 小児科 66 小児科 67 小児科 68 小児科 69 小児科 70 小児科 71 小児科 72 小児科 73 小児科 74 小児科 75 小児科 76 小児科 77 小児科 78 小児科 79 小児科 80 小児科 81 小児科 82 小児科 83 小児科 84 小児科</p>	<p>(14) 01 内科 02 小児科 03 外科 04 皮膚科 05 泌尿器科 06 消化器科 07 呼吸器科 08 循環器科 09 神経科 10 精神科 11 リウマチ科 12 膠原病科 13 小児科 14 小児科 15 小児科 16 小児科 17 小児科 18 小児科 19 小児科 20 小児科 21 小児科 22 小児科 23 小児科 24 小児科 25 小児科 26 小児科 27 小児科 28 小児科 29 小児科 30 小児科 31 小児科 32 小児科 33 小児科 34 小児科 35 小児科 36 小児科 37 小児科 38 小児科 39 小児科 40 小児科 41 小児科 42 小児科 43 小児科 44 小児科 45 小児科 46 小児科 47 小児科 48 小児科 49 小児科 50 小児科 51 小児科 52 小児科 53 小児科 54 小児科 55 小児科 56 小児科 57 小児科 58 小児科 59 小児科 60 小児科 61 小児科 62 小児科 63 小児科 64 小児科 65 小児科 66 小児科 67 小児科 68 小児科 69 小児科 70 小児科 71 小児科 72 小児科 73 小児科 74 小児科 75 小児科 76 小児科 77 小児科 78 小児科 79 小児科 80 小児科 81 小児科 82 小児科 83 小児科 84 小児科</p>	<p>(19) 01 内科 02 小児科 03 外科 04 皮膚科 05 泌尿器科 06 消化器科 07 呼吸器科 08 循環器科 09 神経科 10 精神科 11 リウマチ科 12 膠原病科 13 小児科 14 小児科 15 小児科 16 小児科 17 小児科 18 小児科 19 小児科 20 小児科 21 小児科 22 小児科 23 小児科 24 小児科 25 小児科 26 小児科 27 小児科 28 小児科 29 小児科 30 小児科 31 小児科 32 小児科 33 小児科 34 小児科 35 小児科 36 小児科 37 小児科 38 小児科 39 小児科 40 小児科 41 小児科 42 小児科 43 小児科 44 小児科 45 小児科 46 小児科 47 小児科 48 小児科 49 小児科 50 小児科 51 小児科 52 小児科 53 小児科 54 小児科 55 小児科 56 小児科 57 小児科 58 小児科 59 小児科 60 小児科 61 小児科 62 小児科 63 小児科 64 小児科 65 小児科 66 小児科 67 小児科 68 小児科 69 小児科 70 小児科 71 小児科 72 小児科 73 小児科 74 小児科 75 小児科 76 小児科 77 小児科 78 小児科 79 小児科 80 小児科 81 小児科 82 小児科 83 小児科 84 小児科</p>
--	--	--	--	--

(10) 従事する診療科が2つ以上ある場合は、そのうち主たる診療科の番号を1つ、2桁で記入

(13) 高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入します。外国の場合は「外国」を○で囲みます。

(14) 外国の医学学校のある国で9その他を○で囲んだ場合は、国名を明確に記入します。

(16) 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了した者は「1有」を○で囲みます。

(17) (16)欄で「1有」を○で囲んだ場合は、臨床研修を修了した臨床研修病院が所在する都道府県名を記入します。

(18) 同意する場合は無記入とします。

※オンラインか紙（1人1枚）のどちらかで令和7年1月15日（水）までに届出を行ってください。

第三号様式（第三十三条関係）

（保健師、助産師、看護師、准看護師）業務従事者届

保助看准

（令和6年12月31日現在）

ふりがな	性別		生年月日			
氏名	1 男 2 女		1 令和 年	2 平成 月	3 昭和 日	4 西暦 (歳)
住所	(〒 - ) 都道府県					
メールアドレス	@					
免許の種別	登録番号			登録年月日		
保健師籍	厚生労働省( 都道府県)第					号 令和・平成・昭和 年 月 日
助産師籍	厚生労働省( 都道府県)第					号 令和・平成・昭和 年 月 日
看護師籍	厚生労働省( 都道府県)第					号 令和・平成・昭和 年 月 日
准看護師籍	都道府県 第					号 令和・平成・昭和 年 月 日
主たる業務	1 保健師業務		2 助産師業務		3 看護師業務	
					4 准看護師業務	
業務に従事する場所	1 病院 2 診療所 (ア 有床 イ 無床 ) 3 助産所 分娩の取扱いあり (ア 開設者 イ 従事者 ウ 出張のみによる者) 分娩の取扱いなし (ア 開設者 イ 従事者 ウ 出張のみによる者) 4 訪問看護ステーション (ア 管理者 イ 従事者) 5 介護保険施設等〔1, 2, 4を除く〕 (ア 介護老人保健施設 イ 介護医療院 ウ 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) エ 居宅サービス事業所 オ 居宅介護支援事業所 カ その他) 6 社会福祉施設〔1～5を除く〕 (ア 老人福祉施設 イ 児童福祉施設 ウ その他) 7 保健所、都道府県又は市町 (ア 保健所 イ 都道府県〔アを除く〕 ウ 市町〔アを除く〕) 8 事業所 (ア 事業所内診療所 イ その他) 9 看護師等学校養成所又は研究機関 10 その他 [ ]					
※主たるもの一か所を選択						
※番号2～8については内訳(カタカナ)を○で囲む						
※番号10については括弧内に内容を記入						
上記同様、主たる勤務先について記入及び選択してください。	所在地	(〒 - ) 三重県		(電話番号 - - )		
	名称 ※正式名で記入					
	雇用形態	1 正規雇用(契約期間が限定されていない者) 2 非正規雇用(1又は3に該当しない者) 3 派遣(紹介予定派遣を含む)				
	常勤換算	1 フルタイム労働者(1週間の所定労働時間が40時間程度の者) 2 短時間労働者(0. )人 ※裏面の記入例参照				
	従事期間等 ※該当の数字及びカタカナを○で囲む	1 従事期間1年未満 従事開始の理由 (ア 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他) 2 従事期間1年以上2年未満 従事開始の理由 (ア 新規 イ 再就業 ウ 転職 エ その他) 3 従事期間2年以上				

三重県内の 特定行為研修修了者は 33人(R4.12.末時点)です。	特定行為研修の修了の有無		指定研修機関番号(7桁)
	1 有	2 無	
看護師の 特定行為 研修の 修了状況	修了した特定行為区分		
	1 呼吸器(気道確保に係るもの)関連 3 呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連 5 心嚢ドレーン管理関連 7 腹腔ドレーン管理関連 9 栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カ テーテル管理)関連 11 創傷管理関連 13 動脈血液ガス分析関連 15 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 17 血糖コントロールに係る薬剤投与関連 19 循環動態に係る薬剤投与関連 21 皮膚損傷に係る薬剤投与関連	2 呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連 4 循環器関連 6 胸腔ドレーン管理関連 8 ろう孔管理関連 10 栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型 中心静脈注射用カテーテル管理)関連 12 創部ドレーン管理関連 14 透析管理関連 16 感染に係る薬剤投与関連 18 術後疼痛管理関連 20 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	
	修了した領域別パッケージ研修		
	1 在宅・慢性期領域 3 術中麻酔管理領域 5 外科系基本領域	2 外科術後病棟管理領域 4 救急領域 6 集中治療領域	
備考			

(注意)

- 該当する文字又は数字を○で囲むこと。
  - 年齢は、届出年の12月31日現在の満年齢を記入すること。
  - 「免許の種別」の欄は、保有する全ての免許について記載すること。
  - 「主たる業務」の欄は、主たる業務の一つについて記載すること。
  - 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所で業務に従事している場合については、その主たるもの一つについて記載すること。
  - 「3 助産所」の「分娩の取扱いあり」「分娩の取扱いなし」については、分娩取扱いの実績の有無に関わらず、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合は、「分娩の取扱いあり」の項目に記載すること。
  - 事業所内に設置された診療所については、「2 診療所」ではなく「8 事業所」に含むものとする。
  - 「5 介護保険施設等」は、「1 病院」、「2 診療所」及び「4 訪問看護ステーション」に該当するものを除くものとする。
  - 「6 社会福祉施設」は、「1 病院」から「5 介護保険施設等」までに該当するものを除くものとする。
  - 「雇用形態」は、次により記載すること。
    - 「1 正規雇用」とは、施設が直接雇い入れた者であって、契約期間が限定されていない者を指すこと。
    - 「2 非正規雇用(1又は3に該当しない者)」とは、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称にかかわらず、「1 正規雇用」及び「3 派遣(紹介予定派遣を含む)」に該当しない者を指すこと。
    - 「3 派遣(紹介予定派遣を含む)」とは、派遣会社から派遣されている者を指すこと。
  - 「常勤換算」は、「雇用形態」にかかわらず、次により記載すること。
    - 「1 フルタイム労働者」とは、1週間の所定労働時間が40時間程度(1日8時間・週5日勤務等)の者を指すこと。
    - 「2 短時間労働者」とは、フルタイム労働者と比較して、1週間の所定労働時間が短い者を指すこと。
    - また、( )は常勤換算した数値を記入すること。この場合、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で記入することとするが、0.1に満たない場合は0.1と記入すること。ただし、産休・育休・病休等で休職している場合は「0.0」と記載すること。
- 例) フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間で、週2日8時間勤務の場合(アルバイト等)

$$\frac{8 \text{時間} \times 2 \text{日}}{40 \text{時間}} = 0.4 \text{人}$$
- 「従事開始の理由」は、次により記載すること。
    - 「ア 新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合(ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。)を指すこと。
    - 「イ 再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合(ただし、「ア 新規」を除く。)を指すこと。
    - 「ウ 転職」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指すこと。
    - 「エ その他」とは、「ア 新規」、「イ 再就業」及び「ウ 転職」のいずれにも該当しない場合を指すこと。
  - 「看護師の特定行為研修の修了状況」は、次のように記載すること。
    - 「看護師の特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第4号に規定する研修を指し、「指定研修機関」とは、同項第5号に規定する特定行為研修を行う者を指すこと。また、「特定行為区分」とは、同項第3号に規定する特定行為の区分を指し、「領域別パッケージ研修」とは、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令(平成27年厚生労働省令第33号)別表第4の備考第5号に規定するとおり実施した研修を指すこと。
    - 「修了した特定行為区分」の欄は、該当する全ての特定行為区分について記載すること。
    - 「修了した領域別パッケージ研修」の欄は、該当する全ての領域について記載すること。

※オンラインか紙（1人1枚）のどちらかで令和7年1月15日（水）までに届出を行ってください。

第三号様式（第三十三条関係）

（保健師、助産師、看護師、准看護師）業務従事者届  
（令和6年12月31日現在）

保助看准

ふりがな	みえ はなこ		性別	生年月日			
氏名	三重 花子		1 男 <input checked="" type="radio"/> 2 女	1 令和	2 平成	3 昭和	4 西暦
住所	(〒■■■■-□□□□) 三重 津市〇〇町▲▲番地		50年 4月 1日 (49歳)				
メールアドレス	◆◆◆◆ @ ◆◆◆◆		最初に登録された年月日				
保有する免許全てを記載してください。 (都道府県)は、厚生労働省ではなく都道府県が免許を発行した場合のみ記入。本籍地ではありません。	登録番号	登録年月日					
	都道府県)第 1 1 1 1 1 1 1 号	令和	<input checked="" type="radio"/> 平成	昭和	17年	4月	10日
	都道府県)第		令和・平成・昭和				
	都道府県)第 2 2 2 2 2 2 2 号	令和	<input checked="" type="radio"/> 平成	昭和	12年	4月	15日
三重 都道府県)第		令和	<input checked="" type="radio"/> 平成	昭和	9年	4月	10日
主たる業務	1 保健師業務 2 助産師業務 <input checked="" type="radio"/> 3 看護師業務 4 准看護師業務						
業務に従事する場所	1 病院 (ア 有床 イ 無床) 2 診療所 (ア 有床 イ 無床) 3 助産所 (ア 分娩の取扱いあり (ア 開設者 イ 従事者 ウ 出張のみによる者) イ 分娩の取扱いなし (ア 開設者 イ 従事者 ウ 出張のみによる者)) 4 訪問看護ステーション (ア 管理者 イ 従事者) 5 介護保険施設等〔1, 2, 4を除く〕 (ア 介護老人保健施設 イ 介護医療院 ウ 指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) エ 居宅サービス事業所 オ 居宅介護支援事業所 カ その他) 6 社会福祉施設〔1～5を除く〕 (ア 老人福祉施設 イ 児童福祉 都道府県の職員であって、保健所以外) 7 保健所、都道府県又は市町 (ア 保健所 イ 都道府県〔アを除く〕 ウ 市町〔アを除く〕) 8 事業所 (ア 事業所内診療所 イ その他 1～7.9に該当しない会社、工場、教育機関、その他の事業所(事業所内の診療所を含む)) 9 看護師等学校養成所又は研究機関 10 その他 [ ]						
所在地	(〒514-8570) (電話番号 059-224-2053) 三重県 津市広明町▲▲番地						
名称	△△△△テイサービス						
雇用形態	<input checked="" type="radio"/> 1 正規雇用 (契約期間が限) <input type="radio"/> 2 非正規雇用 (1又は3に該) <input type="radio"/> 3 派遣 (紹介予定派遣を含む)						
常勤換算	<input type="radio"/> 1 フルタイム労働者 (1週間の所定) <input checked="" type="radio"/> 2 短時間労働者 (0.8) 人						
従事期間等	<input checked="" type="radio"/> 1 従事期間1年未満 従事開始の理由 (ア 新規 イ 再就業 <input checked="" type="radio"/> ウ 転職 エ その他) <input type="radio"/> 2 従事期間1年以上2年未満						
新規・再就業・転職	新規: 免許取得後初めて就職(免許取得後、1か月以内に看護師等として就職) 再就業: 前職を辞めて1年以上経過して就職、転職: 前職を辞めて1年以内に就職						



三重県内の 特定行為研修修了者は 33人(R4.12.末時点)です。		特定行為研修の修了の有無 ① 有 2 無	指定研修機関番号 (7桁) ▲▲▲▲▲▲▲
看護師の 特定行為 研修の 修了状況  ※該当する全 ての特定行為 区分を○で囲 む	修了した特定行為区分		
	1 12月31日現在において、指定 研修機関において現に受講中で、 5 「特定行為研修修了証」が交付され 7 ていない場合は「無」とする。	2 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連 4 循環器関連 6 胸腔ドレーン管理関連 8 ろう孔管理関連 10 栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型 中心静脈注射用カテーテル管理）関連 12 創部ドレーン管理関連 14 透析管理関連 16 感染に係る薬剤投与関連 18 術後疼痛管理関連	
	9 栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カ テーテル管理）関連 11 創傷管理関連 13 動脈血液ガス分析関連 15 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 17 血糖コントロールに係る薬剤投与関連 19 循環動態に係る薬剤投与関連 21 皮膚損傷に係る薬剤投与関連		
		修了した領域別パッケージ研修	
		1 在宅・慢性期領域 3 術中麻酔管理領域 5 外科系基本領域	
備考	「特定行為研修修了証」の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」に記載されている特定行為区分を全て○で囲む。		

### ○短時間労働者の常勤換算の計算方法

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{短時間労働者の1週間当たりの労働時間}}{\text{フルタイム労働者の1週間当たりの所定労働時間}}$$

※小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で記入。0.1に満たない場合は「0.1」と記入すること。  
ただし、産休・育休・病休等で休職している場合は「0.0」と記入すること。

例)フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間で、 週2日8時間勤務の場合(アルバイト等)	$\frac{8\text{時間} \times 2\text{日}}{40\text{時間}} = 0.4\text{人}$
---	---

### ○特定行為研修について

※厚生労働省作成リーフレット等より抜粋して作成

#### 特定行為とは

特定行為は、診療の補助であって、看護師が行う医療行為のうち、手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力、高度かつ専門的な知識・技能が特に必要なものとして定められた38の行為であって、上記の21の特定行為区分に整理されています。

#### 研修対象者

看護師のみ(准看護師は含みません)

#### 研修を実施する機関

厚生労働大臣が指定する指定研修機関。なお、県内で研修を実施している機関は、三重大学医学部附属病院、永井病院、三重県厚生農業協同組合連合会の計3箇所のみです。(令和6年12月31日現在)

#### 研修の内容

共通科目 250時間 + 区分別科目 5~34時間となっており、講義、演習又は実習により行われます。

#### 修了証の交付

指定研修機関から修了証が交付されます。

※特定行為研修は、認定看護師や専門看護師の資格とは異なります。

※単に特定の領域で勤務しているのみでは、特定行為研修を修了したことにはなりません。



医政発 1118 第 2 号  
医薬発 1118 第 2 号  
令和 6 年 11 月 18 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

厚生労働省医薬局長  
(公印省略)

### 令和 6 年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について (通知)

標記届出については、医師法 (昭和 23 年法律第 201 号) 第 6 条第 3 項、歯科医師法 (昭和 23 年法律第 202 号) 第 6 条第 3 項及び薬剤師法 (昭和 35 年法律第 146 号) 第 9 条の規定により、2 年ごとの年の 12 月 31 日現在における氏名、住所その他の事項について届出を行うことが義務付けられており、医師及び歯科医師が届出を行わない場合には、原則として「医師等資格確認検索システム」 ([https://licenseif.mhlw.go.jp/search\\_isei/](https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/)) に氏名等が掲載されなくなります。

厚生労働省においては、届出により得られる行政記録情報を活用して公的統計である「医師・歯科医師・薬剤師統計」の集計・公表を行いますので、これらの届出について御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、令和 4 年度の届出から、医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師について、オンラインによる届出が可能となりました。

オンラインによる届出は、厚生労働省の医療従事者届出システム (以下「届出システム」という。) を活用し、医療機関等を通じて行うこととなります。届出システムへのアクセス方法、利用マニュアル、届出様式等は、厚生労働省ホームページに掲載することとし、随時情報を更新してまいります。

{厚生労働省の専用ホームページ URL} ※令和 6 年 11 月 18 日以降更新予定

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/iryujijishatodokede-sys.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujijishatodokede-sys.html)

なお、オンラインによる届出が困難な場合や医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師以外については、従来どおり、紙媒体による届出を保健所や都道府県を経由して行うこととなりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

令和 6 年度の届出に係る実施方法、提出期限、集計・公表等は下記のとおりとしますので、指定都市、中核市、保健所を設置する市 (指定都市及び中核市を除く。)、特別区の市区町その他関係団体等に対する連絡及び届出票の配布について、貴職からお願いいたします。

## 記

### 1 届出の対象

日本国内に住所があって、日本の医籍に登録されている医師、歯科医籍に登録されている歯科医師及び薬剤師名簿に登録されている薬剤師。

### 2 届出の時点

令和6年12月31日現在

### 3 届出事項

- |            |  |
|------------|--|
| (1)住所      | (7)就業形態  |
| (2)性別      | (8)主たる業務内容（薬剤師を除く。）                            |
| (3)生年月日    | (9)休業の取得                                       |
| (4)登録年月日   | (10)従事する診療科名（薬剤師を除く。）                          |
| (5)業務の種類   | (11)取得している広告可能な医師・歯科医師の<br>専門性に関する資格名（薬剤師を除く。） |
| (6)従事先の所在地 | (12)分娩の取扱いの有無（医師のみ） 等                          |

### 4 届出の経路等

#### (1) オンラインによる届出の場合

①医療機関等に勤務する届出義務者である医師、歯科医師及び薬剤師は、医療機関等を通じて届出システムにより厚生労働大臣に提出する。

i) 医療機関等（※）に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師は、医療機関等が発行するIDを用いて届出システムにアクセスし、必要事項を直接入力又は電子媒体の届出票をアップロードすることにより届出情報を登録する。

※ 医療機関等とは、病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、介護保険施設、医薬品製造販売業・製造業・販売業、教育機関、衛生行政機関・保健衛生施設等を基本として想定するが、それ以外の医師等が勤務する機関についてもオンラインによる届出は可能。

ii) 医療機関等は、自機関に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師が届出システムにおいて必要な届出情報を登録したことを確認の上登録データを送信することにより、届出を完了する。

#### ②届出経路

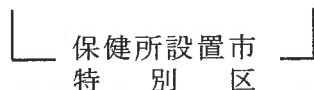
厚生労働省 ————— 医療機関等 ——— 医師・歯科医師・薬剤師

#### (2) 紙媒体による届出の場合

①オンラインによる届出が困難な場合や医療機関等に勤務していない医師、歯科医師及び薬剤師は、保健所、都道府県等を経由して厚生労働大臣に提出する。

#### ②届出経路

厚生労働省 ——— 都道府県 ————— 保健所 ——— 医師・歯科医師・薬剤師



### 5 届出票の提出期限

#### (1) オンラインによる届出の場合

医療機関等は、自機関に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師（紙媒体による届出をした者を除く。以下「職員」という。）に必要な情報を伝達し、職員が届出システムにおいて必要な届出情報を登録又は届出システムにおいて職員の必要な届出情報を一括して登録することにより、令和7年1月15日（水）までに厚生労働大臣への届出を完了する。

(2) 紙媒体による届出の場合

①保健所長は、医師、歯科医師及び薬剤師から提出された届出票を内容確認の上取りまとめ、令和7年1月31日（金）までに都道府県知事に提出する。

ただし、保健所を設置する市及び特別区の保健所長にあつては、その市長又は区長に同年1月24日（金）までに提出し、市長又は区長は同年1月31日（金）までに都道府県知事に提出する。

②都道府県知事は、保健所長、市長又は区長から提出された届出票を内容確認の上取りまとめ、令和7年2月28日（金）までに厚生労働大臣に提出する。

6 統計の作成

届出事項の一部を用いて、医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

7 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）が行い、結果は速やかに「医師・歯科医師・薬剤師統計（概況）」として厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/>）に掲載するとともに、集計結果を政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する。

8 届出情報の利用にあたっての留意事項

各都道府県は、医師、薬剤師の確保対策の検討及び歯科医師の適正配置の検討等に活用するために届出情報の閲覧等を行うことができる。ただし、届出票中（18）の同意欄（歯科医師届出票は（16）、薬剤師届出票は（12））に○が記載されていない場合のみ利用可能とし、届出システムを通じて提出されたものについては、提供する情報は必要最小限とする。なお、提供項目について、追加での利用項目の申請を受け付ける。

※届出システムへのログインにあたっては各都道府県のID・パスワードを使用すること。